

別添

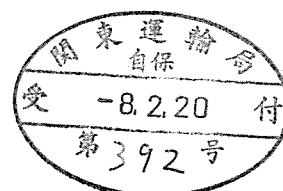
国自安第 193 号の 2
令和 8 年 2 月 20 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
内閣府沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局
安全政策課長
(公印省略)

高速道路本線上に設置された乗合バス停留所への駐停車について

標記について、別添のとおり関係団体あて通知したので、了知されたい。



別 添

国 自 安 第 193 号
令和8年2月20日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省 物流・自動車局
安全政策課長

高速道路本線上に設置された乗合バス停留所への駐停車について

高速道路本線上に設置された乗合バスの停留所に、トラックが駐停車していることにより、乗合バスの運行に支障があるとの情報が、国土交通省にありました。

高速乗合バス停留所にトラックを駐停車することは、乗合バスの定時運行を阻害するだけでなく、道路における危険を生じさせることにもなることから、道路交通法において禁止されています。

改めまして、道路交通法の遵守について、傘下会員事業者に対し周知徹底を図られますようよろしくお願いいたします。

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）（抄）

（停車及び駐車の禁止）

第七十五条の八 自動車（これにより牽けん引されるための構造及び装置を有する車両を含む。以下この条において同じ。）は、高速自動車国道等においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合においては、この限りでない。

- 一 駐車の用に供するため区画された場所において停車し、又は駐車するとき。
- 二 故障その他の理由により停車し、又は駐車することがやむを得ない場合において、停車又は駐車のため十分な幅員がある路肩又は路側帯に停車し、又は駐車するとき。
- 三 乗合自動車が、その属する運行系統に係る停留所において、乗客の乗降のため停車し、又は運行時間を調整するため駐車するとき。
- 四 料金支払いのため料金徴収所において停車するとき。